

箱根園 水陸両用船 NINJABUS

安全報告書（2024 年度）



株式会社 西武・プリンスホテルズワールドワイド

1. 運航の安全を確保するための方針

社長および役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、船体および従業員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を次に定め、安全の確保に関する業務の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

会社が定める安全方針（2024 年度）

- 常に安全を最優先に、事業・サービスを推進します。
- 常に法令・規則をよく理解し、これを守り、誠実に事業に取り組みます。
- 常に安全管理体制をチェックし、その向上に努めます

安全重点施策（2024 年度）

- ヒヤリ・ハット情報の積極的な収集（月3件・年間36件以上）し、分析・手順を明確化することによって危険予知の意識を向上する。
- 自然災害を想定した訓練を実施し、内容等を話し合い記録する。
- 船舶の安全とコンプライアンスの強化～法令遵守による持続可能な運航管理～

2. 運航事故発生状況

(1) 運航事故

2024年度、船舶運航事故はありませんでした。

(2) 災害（地震や暴風雨、豪雪など）

2024年度、災害による長期間の運航停止はありません。

なお、強風や悪天候などの理由による運航休止は安全確保のため状況により実施いたしました。

3. 乗客の安全確保のための取組み

（1）安全方針実施状況

安全方針および安全重点施策に沿い、各事業所で実情に合った計画をたてて実行し、輸送の安全を追求しています。

安全管理体制への船長のさらなる意識向上をはかるため、活動を進めてまいります。

（方針1） 常に安全を最優先に事業・サービスを推進します。

（1）日常の業務の中で安全第一を徹底する。朝礼時に注意事項に伝達、相互確認する。

（2）お客さま目線のサービスを徹底できる営業体制をとる。また、管理体制、人員配置について確認、手配して適正に配慮する。

（3）常に気象状況を把握し、天候の変化に柔軟に対応する。また、営業部門との連携を密にし、お客さまへの案内を徹底する。

（方針2） 常に法令・規則をよく理解し、これを守り、誠実に事業に取り組みます。

（1）運航細則に基づき、始業点検や施設の巡回を実施する。また、点検結果を記録し、点検表に記録し、受付スタッフが確認する。

（2）運航について、業務知識の向上や保守技能の習熟をはかる。また、年間計画に基づいて、教育訓練を行う。

（3）監督官庁に対する申請・届出書類を、遅滞なく提出する。

（方針3）常に安全管理体制をチェックし、その向上に努めます。

（1）各研修会に参加して得た安全輸送に係わる内容を隨時社員教育に取り込み安全意識の向上をはかるとともに、教育内容を記録する。

（2）ヒヤリ・ハット報告を収集に努め、社内で共有し、事故を防止する。

合計39件の報告がありました。

（3）救助装置の取り扱いを習熟するとともに、指揮命令系統、役割分担を明確にして訓練を実施する。また、必要時は消防、警察などへの出勤要請は、躊躇することなく行う。

（2）社員教育の実施状況

社員教育実施細目を定め、実業に合わせて教育訓練計画を立てて実施しています。教育訓練計画に則った従業員教育を定期的に実施し計画を達成しております。これより、年々教育への意識が高まってきております。2024年度も救助訓練をはじめ始業点検の確実な実施、乗降場のお客さまの取り扱いを重点的に行い、全従業員へ安全意識の重要性を浸透される社員教育を行いました。安全管理は地道な業務ではありますが安全・安心・快適な運航を提供し、お客様に信頼されることが努力の証と信じて、2025年度も引き続き邁進してまいります。以下に教育の概要をまとめて紹介します。

- 毎年開催される、関東運輸局の乗組員研修に出席して、船舶事故の概要、事故事例などからの教訓、海上運送法の一部改正、事故などを防ぐための対応、船舶インシデントの分析結果、救命講習などについての研修を受けました。また、研修内容は共有し、安全管理に役立てています。
- 毎日の運航前には、船体船艇、車両の点検を行い、異常がないことを確認し、トラブルが発生しないように努めています。
- 3か月に一度船舶安全委員会を設け、安全に運航するための情報共有を行っています。
- 運航中の異常発生時には速やかに対応できるよう、運航に携わる関係者による、救護訓練や救命救急などの訓練を実施しています。
- その他、社内で開催された研修会（ノロウイルスなどの対策管理、コンプライアンス講習等）に参加し知識向上と安全管理に努めています。

（3）会議の実施状況

社員からの要望や危険の芽を知らせる声などを把握できるように、安全統括管理者や運行管理者を含め、3か月に一度船舶安全委員会を開催し、2025年度も引き続き開催してまいります。

（4）緊急時対応訓練

船体にトラブルが発生した時や、お客さまが怪我等をされた場合、私たちは人命救助を最優先に行います。速やかに適切な行動をとるためには、日常から緊急時を想定した訓練が不可欠です。救助訓練や、消防署・警察署との連携した合同訓練、スロープにて自立運航ができない場合の訓練、お客さまが怪我された場合のパトロール応急処置と救急車の要請等の連携、気象による災害（地震、台風）等を想定した訓練は欠かせません。また適切に実践するためには細則や要領、マニュアルの整備と基礎教育も重要です。2024年度は、年間2度の救助訓練を実施しました。

2025年度も技術の向上と安全を確保するために引き続き実施してまいります。



（5）施設の点検・整備

お客さまに、安全で快適にご利用いただくためには、日ごろからの点検整備や乗客への安全で適切な取り扱いが欠かせません。営業前には、始業点検をはじめ法定点検の実施、船内巡視の記録、消耗部品の交換や乗降客の監視や誘導、悪天候時の運航管理などを行っています。また、3か月に一度の点検時には、日ごろ実施ができないところの整備を行っています。併せて、判断が難しい箇所については外部専門機関の診断を活用して不良箇所も見つけ出しています。

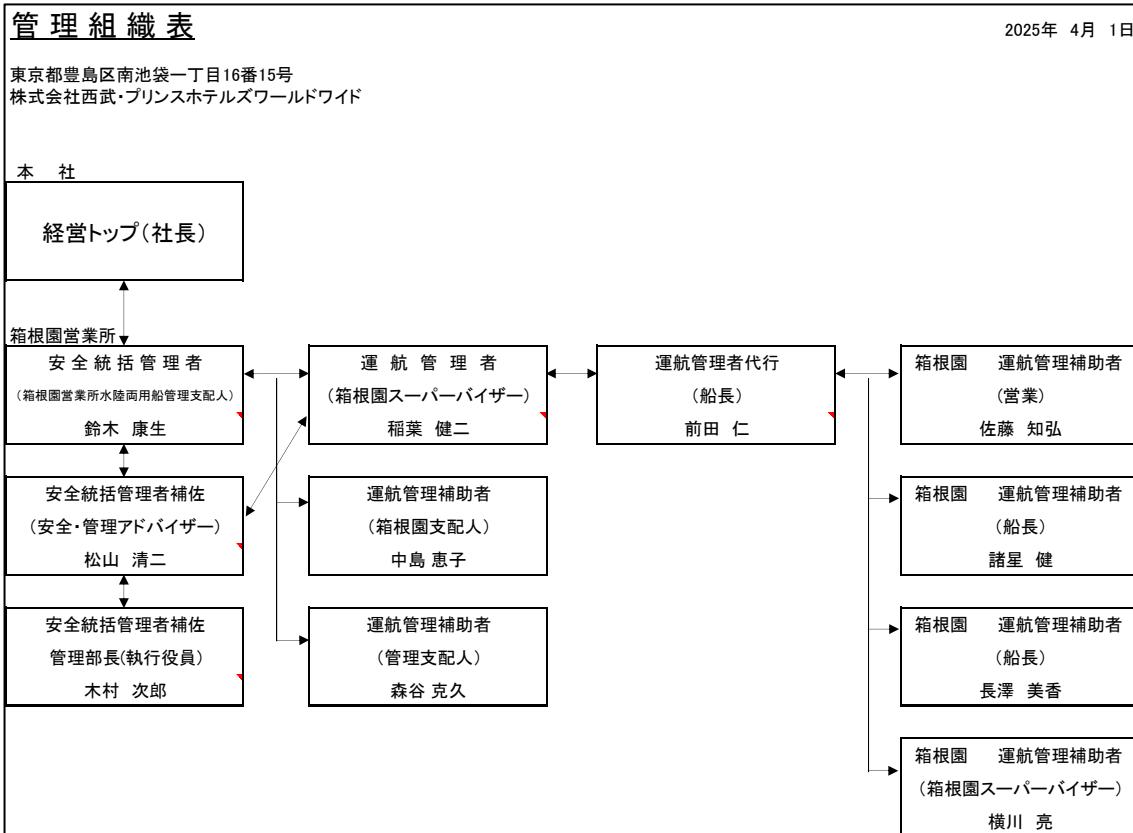
2025年度も、お客さまに安全で安心な体験を提供できるよう、引き続き安全管理と船艇の点検整備に努めてまいります。

5. 安全管理体制

社長をトップとする安全管理体制を構築し、各責任者の業務分担をしております。安全管理規定に沿って通達・文書・巡回、会議により指導を行い、船長は、運転取扱細則や整備細則に沿って運転・点検整備を実施し「安全・安心」な運航ができるように維持管理しています。

役 職	責 务
社 長	運航の安全確保に関する最終的な責務を有する
安全統括管理者	運航の安全確保を最優先した輸送業務の実施を統括管理する
運航管理者	運航の安全確保に関し、運航管理、船艇の保守管理を有する
運航管理補助者	運航管理、船艇の保守管理に責務を有する

安全管理体制



6. お客様へのお願い

乗客のみなさまにお願い

航海の安全と秩序維持のため海上運送法および運送約款に定められている次の掲示事項をお守りください。

一、旅客は次に掲げる行為をしてはいけません。

- 1 船内に銃砲刀剣爆発物等の危険物を持込むこと
- 2 船舶の操舵設備その他の運航のための設備を操作すること
- 3 船舶内の立ち入り禁止された場所に立ち入ること
- 4 船舶内で喫煙すること
- 5 消火器、非常用警報装置救命クッションその他非常の際に、
使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること
- 6 タラップ、その他旅客の乗下船又は落下防止のための設備を操作し
又は移動すること
- 7 旅客の乗下船の方法を示す標識又は掲示物を破損し又は移動すること
- 8 石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人、若しくは積載物を損傷する
おそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること
- 9 海中投棄を禁止された物品を海中に投棄すること
- 10 他の旅客に不快感を与え、又は迷惑をかけること
- 11 船内の秩序若しくは風紀を乱し又は衛生に害のある行為をすること

二、旅客は船内の規則を遵守し船長又は当社の係員が輸送の安全確保と船内秩序の維持の
ために行う職務上の指示に従わなければなりません。

三、船長は前項の指示に従わない旅客に対し下船を命じることができます。